

4月から施設使用料などを改定します

消費税率の引き上げに伴い、町内施設の使用料や水道料金・下水道使用料を改定します。

施設使用料は、使用日が4月1日以降であっても、3月31日までに窓口で許可申請などの手続きをした場合は、改定前の料金が適用されます。インターネットの施設予約システムを利用した仮予約も、3月31日までに窓口で本予約の手続きをすると同様の扱いとなります。（窓口の手続きが4月1日以降になると、改定後の使用料が適用されるのでご注意ください。）

【学校体育施設】

■問い合わせ先 社会教育課体育係 ☎(48)1111（内262・280）

使用施設	改定後の使用料（改定前の使用料）	
	〔午前9時～午後5時〕1時間につき	〔午後5時～午後9時30分〕1時間につき
屋内運動場〔全面〕	660円（640円）	990円（960円）
屋内運動場〔半面〕	330円（320円）	490円（480円）
屋外運動場	330円（320円）	

【スポーツ村】

■問い合わせ先 社会教育課体育係 ☎(48)1111（内262・280） スポーツ村 ☎(49)2500

使用施設・区分				改定後の使用料（改定前の使用料）	
陸上競技場	個人使用			〔一般（学齢前除く。）〕 終日1回 210円（200円） ※ 〔小学生・中学生〕終日1回 100円【変更なし】	
	専用使用	入場料等 徴収なし		〔平日〕 1 時間につき 1,540円（1,500円）	
				〔土・日・祝〕 1 時間につき 2,060円（2,000円）	
		入場料等 徴収あり	営利目的以外	〔平日〕 1 時間につき 3,090円（3,000円）	
				〔土・日・祝〕 1 時間につき 4,110円（4,000円）	
			営利目的	〔平日〕 1 時間につき 15,430円（15,000円）	
				〔土・日・祝〕 1 時間につき 20,570円（20,000円）	
野球場	入場料等 徴収なし		〔平日〕 1 時間につき 1,540円（1,500円）		
			〔土・日・祝〕 1 時間につき 2,060円（2,000円）		
	入場料等 徴収あり	営利目的以外	〔平日〕 1 時間につき 3,090円（3,000円）		
			〔土・日・祝〕 1 時間につき 4,110円（4,000円）		
		営利目的	〔平日〕 1 時間につき 15,430円（15,000円）		
			〔土・日・祝〕 1 時間につき 20,570円（20,000円）		
室内練習場				1 時間につき 1,030円（1,000円）	
トレーニング室				中学生以上 1 人 1 回につき200円【変更なし】 回数券を購入した場合は11回分が2,000円	
シャワー				1 人 1 回につき100円【変更なし】	